

改正

平成28年3月22日改正第65号

平成30年3月28日改正第36号

令和2年12月24日改正第164号

令和3年3月31日改正第51号

学校法人東北学院個人情報保護規程

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 安全管理体制（第6条～第10条）

第3章 個人情報の利用目的、取得、管理等（第11条～第16条）

第4章 個人データの取扱いの委託、第三者提供、共同利用等（第17条～第23条）

第5章 保有個人データの公表、開示、訂正、利用停止等（第24条～第28条）

第6章 匿名加工情報の取扱い（第29条）

第7章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）に基づき、学校法人東北学院（以下「本院」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、本院の責務を明確にするとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 この規程に定めのない個人情報の取扱いについては、法並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号、以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）その他の関係法令に定めるところによる。

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）における個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、別に定める。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいづ

れかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、それにより当該特定の個人を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、思想、信条、宗教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

5 この規程において「個人データとは」、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

6 この規程において「保有個人データ」とは、本院が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有し、かつ、6か月を超えて保有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものを除く。

7 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人

に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この規程において、「匿名加工情報データベース等」とは、匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。

9 この規程において「本人」とは、現在又は過去のいずれかの時点で本院において次の各号のいずれかに該当し、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(1) 役員、教職員及びそれに準ずる者（非常勤講師、嘱託職員、派遣職員等）（以下「役職員等」という。）

(2) 本院が設置する学校の園児、生徒、学生及び受講者（以下「学生等」という。）

(3) 学生等の保護者及び保証人

(4) 本院が設置する学校に入学を志願した者

(5) 本院に寄付を行った者

(6) 本人と取引上の関係その他の利害関係を有した者

10 この規程において、「部署」とは、法人事務局（内部監査室を含むものとする。以下同じ。）、本院を構成する学校、大学事務部局、学部、研究科等、一定の独立性をもって個人情報を取り扱う組織上の単位をいう。

（本院の責務）

第3条 本院は、法第3条の基本理念に基づき、個人情報取扱事業者としての責務を誠実に果たすものとする。

（役職員等の責務）

第4条 役職員等は、本院における教育・研究及びそれに関わる業務を遂行するに当たって、法令及びこの規程その他本院諸規程を遵守し、個人情報の保護、安全管理及び適正な取扱いに努めて、個人の権利利益を保護しなければならない。

2 役職員等は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに漏えい、改ざん、滅失若しくは毀損し又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(適用除外)

第5条 本院において個人情報を取り扱う目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的である場合には、本章を除いてこの規程を適用しない。

第2章 安全管理体制

(個人情報統括管理責任者)

第6条 本院は、第3条の責務を果たすため、本院における個人情報の保護、安全管理及び適正な取扱いを統括する責任者として個人情報統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、常任理事（総務担当）をもって充てる。

(個人情報管理責任者)

第7条 統括管理責任者の下に、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、法人事務局においては法人事務局長、学校においては各学校の長をもって充てる。

2 管理責任者は、法人事務局及び各学校が所管する個人情報の保護、安全管理及び適正な取扱いに関する責任を負う。

3 管理責任者は、その所管する個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人情報管理者)

第8条 情報管理責任者の下に、個人データの安全管理を図るため、個人情報管理者（以下「情報管理者」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 法人事務局 部長及び室長
- (2) 大学 学部長、研究科長、部長及び室長
- (3) 中学校・高等学校 副校長のうち管理責任者が指名するもの1名
- (4) 榴ヶ岡高等学校 副校長
- (5) 幼稚園 教頭

2 情報管理者は、所管する部署において次の各号に掲げる業務を管理する。

- (1) 個人データを取り扱う役職員等の範囲及び権限の設定
- (2) 個人データを取り扱う役職員等の教育及び研修

(個人情報保護委員会)

第9条 本院における個人情報の取扱いを統一的かつ適正に行うため、東北学院個人情報保護委員会

(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 管理責任者
- (3) 常任理事（財務担当）、常任理事（人事担当）、庶務部長、人事部長、財務部長及び広報部長
- (4) 副学長
- (5) 総務部長、宗教部長、学務部長、学生部長、入試部長、就職キャリア支援部長、図書部長、国際交流部長及び情報システム部長
- (6) 学部長
- (7) 中学校・高等学校事務長
- (8) 榴ヶ岡高等学校事務長
- (9) 幼稚園事務長
- (10) その他委員会が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 委員会に副委員長を置き、法人事務局長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代行する。

6 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

7 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

8 委員会の議決は、出席者の過半数をもって行う。ただし、賛否同数の場合には、議長が決するものとする。

9 委員会は、審議に必要な場合、委員以外の者を陪席させることができる。

10 委員会の事務は、法人事務局庶務部企画課が行う。

(委員会の活動等)

第10条 委員会は、次の各事項について審議する。

- (1) 個人情報保護の施策に関する事項
- (2) 本院の各部署が作成した個人情報保護に関する諸規程の点検に関する事項
- (3) その他個人情報の保護に関して必要な事項

2 統括管理責任者及び管理責任者は、この規程に定める個人情報の取扱いについて疑義が生じた場合、委員会に意見を求めることができる。

- 3 委員会は、審議に当たって必要な場合、原案作成その他の目的のため、小委員会を設置することができる。
- 4 委員長は、委員会の活動状況について、理事長、院長及び本院を構成する各学校の長に対し、定期的に報告しなければならない。
- 5 委員長は、本院において規程違反行為があった場合、理事長、院長及び違反行為に係る学校の長に対し、速やかに報告しなければならない。

第3章 個人情報の利用目的、取得、管理等

(利用目的の特定及び利用の範囲)

第11条 個人情報の取扱いに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 前項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 3 あらかじめ本人の同意を得ないで、前2項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 4 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は学生等の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第12条 個人情報の取得に当たっては、偽りその他不正の手段を用いてはならない。

- 2 前条第4項に掲げる場合及び次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - (1) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体等により公開されている場合
 - (2) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(利用目的の通知等)

第13条 個人情報の取得は、原則としてあらかじめその利用目的を公表して行うものとし、あらかじめ公表しない場合は、取得後速やかに本人にその利用目的を通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 取得した情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前各項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本院の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第14条 管理責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努め、又は努めさせなければならない。

2 管理責任者は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために、個人情報のコンピュータ処理時における入力、参照、更新、削除等の権限を明らかにする等必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する個人データの安全管理に必要な情報システムの構築及び管理は、学校法人東北学院情報システムセキュリティ基本規程によるものとする。

(個人データの管理)

第15条 情報管理者は、所管する部署の保有する個人データを適正に管理するため、個人データ管理

台帳（別記様式1）及び個人データ取扱記録簿（別記様式2）を作成し、所管の部署に備え置かなければならない。ただし、他に情報資産管理資料として同様の資料を作成している場合は、それをもって代替することができる。

2 各部署の個人データを取り扱う担当者（以下「取扱担当者」という。）は、個人データについて次の取扱いを行った場合、個人データ取扱記録簿（別記様式2）にその内容を記録するとともに、当該部署の情報管理者から確認を受けるものとする。

- (1) 新たな書式等による個人データの取得
- (2) 個人データの第三者への提供、並びに個人データの委託先及び共同利用先への提供
- (3) 個人データが記載又は記録された書類、媒体等の持出し
- (4) 個人データの削除及び廃棄

3 情報管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、個人データの管理及び取扱いの状況を確認しなければならない。

4 他の部署が管理している個人データを利用する場合は、個人データ利用申請書（別記様式3）を当該部署に提出し、個人データ利用承諾書（別記様式3）による情報管理者の承諾を得なければならない。

（情報漏えい等への対応）

第16条 取扱担当者は、所管する個人データの漏えい、改ざん、滅失又は毀損が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに情報管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた情報管理者は、管理責任者に報告するとともに、速やかに次の措置を講じなければならない。

- (1) 被害拡大及び二次被害の防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 影響範囲の特定及び影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (4) 再発防止策の検討

3 前項の報告を受けた管理責任者は、前項による措置の状況を確認の上、必要に応じて追加措置を講じるとともに、速やかに統括管理責任者に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた統括管理責任者は、速やかに理事長に報告するとともに、当該事案への対応を検証の上再発防止策を実施し、法令上必要な届出等を行わなければならない。

第4章 個人データの取扱いの委託、第三者提供、共同利用等

（個人データの取扱いの委託）

第17条 管理責任者は、第11条に基づき特定された利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いの全部又は一部を外部業者等に委託することができる。

2 前項により委託を行う場合、管理責任者は、委託先において取り扱われる個人データの安全管理が確保されるよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 委託先における個人データの安全管理体制が確保されていることの確認
- (2) 委託先における個人データの安全管理を確保するための委託先との「個人情報の取扱いに関する覚書」（別記様式4）の取り交わし（当該覚書の内容が委託契約に含まれていない場合）
- (3) 前号の覚書に基づく委託先における個人データの安全管理状況に関する報告書の徴求、必要に応じた委託先への立ち入り調査その他委託先における安全管理状況を確認するための措置（再委託）

第18条 委託先は、本院の許諾を得た場合に限り、取扱いを委託された個人データの全部又は一部について、利用目的の達成に必要な範囲内において他へその取扱いを再委託できるものとする。

2 委託先が前項による再委託を行った場合、管理責任者は、委託先に対し、再委託先との間において前条第2項に定める個人データの安全管理確保のための措置が講じられていることの確認及び報告を定期的に求めなければならない。

3 再委託先は、取扱いの再委託を受けた個人データの全部又は一部について、他の第三者に対し更に委託を行ってはならないものとする。

（第三者への提供）

第19条 管理責任者は、第11条第4項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、法令の定めに従い個人情報保護委員会（内閣府外局）へ届け出たときは、当該個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）を第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (5) 本人の求めを受け付ける方法

3 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、

第三者に該当しないものとする（以下この章において同じ。）。

- (1) 本院が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(外国にある第三者への提供の制限)

第20条 管理責任者は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、第11条第4項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

2 前項に定める外国とは、本邦の域外にある国又は地域をいう（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として法令で定めるものを除く。）。

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第21条 管理責任者は、個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条において同じ。）へ提供したとき（第11条第4項各号の場合に該当する場合を除く。）は、次の事項に関する記録を作成し、又は作成させなければならない。ただし、本院が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して当該本人の個人データを第三者へ提供する場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

- (1) 本人の同意を得ている旨（第19条第2項の規定により個人データを提供した場合は提供した年月日）
- (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、作成しなければならない。ただし、個人データを第三者に継続的に若しくは反復して提供したとき、又はその確実な見込みがあるときは、一

括して作成することができる。

- 3 管理責任者は、前2項により作成した記録を、当該記録を作成した日から原則として、3年間保存しなければならない。

(第三者からの提供)

第22条 管理責任者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項により個人データの提供を受けた場合、管理責任者は、次の事項に関する記録を作成し、又は作成させなければならない。ただし、本院が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して第三者から個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

- (1) 本人の同意を得ている旨（第19条第2項に規定する方法により個人データの提供を受けた場合は個人データの提供を受けた年月日）
- (2) 前項各号に掲げる確認事項
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目
- (5) 第19条第2項に規定する方法により個人データの提供を受けた場合は、個人情報保護委員会（内閣府外局）による公表がされている旨

- 3 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、作成しなければならない。ただし、第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

- 4 管理責任者は、前2項により作成した記録を、当該記録を作成した日から原則として、3年間保存しなければならない。

(共同利用)

第23条 管理責任者は、第19条の規定にかかわらず、個人データを第三者との間で共同利用することができる。ただし、次に掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 個人データを特定の第三者との間で共同利用する旨

- (2) 共同利用する個人データの項目
- (3) 共同利用する者の氏名又は名称
- (4) 共同利用する者の利用目的
- (5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

2 管理責任者は共同利用する第三者に対しても、前項の措置を講じさせなければならない。

第5章 保有個人データの公表、開示、訂正、利用停止等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第24条 管理責任者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。

- (1) 全ての保有個人データの利用目的（第13条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (2) この規程に定める次に掲げる請求に関する手続き（手数料の額を定めたときはその額を含む。）

ア 第19条第2項第4号に規定する個人データの第三者提供の停止

イ 第4項に規定する保有個人データの利用目的の通知

ウ 第25条に規定する保有個人データの開示

エ 第26条に規定する保有個人データの内容の訂正等

オ 第27条に規定する利用停止等

- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し、法令上必要とされる事項

2 前項の措置は、掲示、印刷物の配布又は本院のウェブサイトへの掲載をもって行う。

3 第1項第2号に掲げる手続きについては、別に定める。

4 管理責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第1項の規定により保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第13条第4項第1号から第3号までに該当する場合

5 管理責任者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示)

第25条 本人は、本院に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 管理責任者は、前項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

3 管理責任者は、保有個人データの全部若しくは一部を開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの内容の訂正等)

第26条 本人は、本院に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、その内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 管理責任者は、前項の請求を受けた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 管理責任者は、第1項の請求に係る保有個人データの全部若しくは一部の訂正等を行ったとき又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その結果（訂正等を行ったときはその内容、又は訂正等を行わなかったときはその理由を含む。）を通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

第27条 本人は、本院に対し、当該本人が識別される個人データが次のいずれかに該当する場合は、その利用の停止、消去又は第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

- (1) 第11条の規定に違反して目的外利用されているとき。
- (2) 第12条の規定に違反して不正の手段により取得されたものであるとき。
- (3) 第12条の規定に違反して要配慮個人情報取得されているとき。
- (4) 第19条及び第20条の規定に違反して第三者に提供されているとき。

2 管理責任者は、前項の請求を受け、その請求に理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって本人の権利利益を保護するため、必要な代替措置をとるときはこの限りではない。

3 管理責任者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利

用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(苦情処理)

第28条 管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 本院は、苦情処理等の窓口を法人事務局庶務部企画課に設置し、その窓口において苦情の申出を受けた場合は、直ちにその旨を当該個人情報を所管する管理責任者に報告するものとする。

第6章 匿名加工情報の取扱い

(匿名加工情報の作成等)

第29条 管理責任者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構築するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために、適切な方法により当該個人情報を加工しなければならない。

2 管理責任者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいの防止その他これらの情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、匿名加工情報を作成したときは、必要かつ適切な方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

4 管理責任者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、必要かつ適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

5 管理責任者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 管理責任者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第7章 雑則

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日改正第65号）

この規程は、平成28(2016)年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日改正第36号）

この規程は、平成30(2018)年3月28日から施行する。

附 則（令和2年12月24日改正第164号）

この規程は、2020年12月24日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正第51号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。